

平成29年5月22日

文部科学省初等中等教育企画課長
矢野 和彦 様

全国連合小学校長会長 大橋 明

教員の働き方改革に向けた意見

1 学校を取り巻く状況

現在、学校を取り巻く環境は複雑化・困難化しており、いじめや暴力行為等の問題行動の発生、不登校児童数、特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童だけでなく、通常の学級に在籍する特別に支援が必要な児童の増加など、多様な対応が必要な状況にある。また、防災教育・主権者教育・キャリア教育・食育といったような多様な教育課題が出現しているとともに、エビデンスに基づく教育活動を進めていくための調査等も数多くなされている。

さらに、3月に告示された新学習指導要領では、社会に開かれた教育課程、カリキュラム・マネジメント、主体的・対話的で深い学び、プログラミング教育などの新たな提言が次々と出され、今から実践に向かわなければ間に合わない状況にある。特に、外国語の教科化に伴う授業時数の増加は大きな課題となる。加えて、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、オリンピック・パラリンピック教育も推進中である。そのため、以下の2点が表面化している。

- 教員が児童と共に活動したり、面談したり、個別指導したりする、児童と直接触れ合う時間が減少している。
- 保護者や関係機関と連携する時間の確保が難しくなっている。

このように課題が山積している現在、教員一人一人にかかる負担は大きく、長時間勤務が常態化することにより、学校全体の教育力が低下し、児童に適切な教育環境を提供し、保護者や地域住民から十分な信頼を得られていない状況にある。

このことは、平成18年に文部科学省が行った「教員勤務実態調査」からも分かるが、全国連合小学校長会では平成26年度に同様の調査を行い、さらに長時間勤務が進行している状況が分かった。また、昨年7月には文部科学省が「小中学校の教職員は1日平均10～13時間を学校で過ごし、自宅でも約2時間仕事をしている勤務実態調査結果を発表した。さらに、本年4月28日には、平成28年度の公立小中学校教員の勤務実態調査の速報値を公表し、「学校が教員の長時間勤務に支えられている状況には限界がある」として、中央教育審議会に改善策の検討を諮問することとなった。

2 長時間勤務の要因

- (1) 授業時数の増加をはじめ、学力向上施策にともなう調査分析や個別の指導計画作成、アレルギー対応、いじめや不登校の防止対応、防災教育の充実など学校現場での新たな教育課題が増え、それらの対応のための会議や事務処理が増加している。
- (2) 特別に支援が必要な子どもの増加による個別対応やスクールカウンセラー、特別支援教室との連携・相談等が増加している。
- (3) 子ども・保護者・地域等に対して、学年・学級通信の作成、電話での対応、ホームページの作成、開かれた学校・開かれた教育課程等学校教育の可視化への対応、正確な情報の共有化等の決め細やかで丁寧な対応を積極的に行っている。

(4) 日本型教育の成果が国際的にも認められてきた。

教育再生実行会議 第九次提言「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」(平成28年5月20日)より

- 我が国の学校教育、とりわけ義務教育はこれまで、全国津々浦々にまで高い水準の教育を普及し、成長を支える人材の育成に大きな成果を上げ、国際的にも高く評価されてきた。
- 学級などの集団の教育力を生かした指導、確かな学力の育成を担保する充実した教科指導、豊かな情操の涵養や生活指導も含めた人間として調和のとれた育成を目指す指導、授業研究や研修等への教師の熱心な姿勢や、児童生徒等のために家庭にまで働きかけようとする使命感の強さなど、我が国の教育が培ってきた強みは今後とも大切にすべきである。

3 平成26年度全連小調査「教員の業務時間の変容について」より

○ 平成18年度文部科学省調査との比較(1日当たりの業務時間)

平成26年度教員一人当たりの1日の業務時間は10時間52分であり、18年度と比較して20分長くなった。土日の持ち帰り時間は、32分短くなった。

1日の業務時間別にみると、直接的な指導に当たる時間は6時間34分であり、1時間17分減少している。逆に指導に関わる業務時間が1時間55分となり、1時間3分増加している。直接指導と児童に関わる業務時間を合わせると、26年度は8時間29分となり18年度の8時間43分と比較して14分短くなっている。

学校の運営に関わる業務時間は1時間37分となり25分増加した。また、外部対応の時間も9分増加している。勤務開始時刻前、勤務終了時刻後を合わせた残業時間は、3時間25分となり、1時間50分増加している。

この調査結果の比較から、直接的な児童への指導時間が大きく減少して、指導に関わる業務時間や学校の運営に関わる業務時間が増加していることが分かる。

4 意見

(1) 教員の長時間労働の縮減について

- ① 義務教育標準法の改正による教職員定数の改善
- ② 部活動指導・生徒指導・給食指導・学校徴収金などにかかる専門的な職員の配置
- ③ 外部人材の積極的な活用
- ④ 学校業務の効率化やスクラップ・アンド・ビルド
- ⑤ 学校事務の共同実施
- ⑥ ICTの活用や事務機器の整備・更新
- ⑦ 業務改善アドバイザーの派遣

などにより、教員が担う授業以外の業務を縮減していく。

(2) 教員の適切な処遇について

- ① 適切な教員評価の構築に取り組むとともに、能力や実績にかかわらず一律に支給される性格の給与について見直し、メリハリのある給与体系を構築していく。
- ② 一律に給料の4%の額で支給されている教職調整額について、時間外勤務が恒常化している実態を踏まえて引き上げる。
- ③ 時間外勤務手当制度の適用
- ④ 労働時間貯蓄制度の創設

など、その処遇にも反映し、意欲を高めることも大切である。